歴史資料に見る宮崎の 災害・防災 No. 6

「明治三陸地震」と宮崎県

宮崎県文書センターでは、風水害、地震、火山噴火など、災害に関する資料を数多く所蔵しています。その中には、県内で発生した災害だけでなく、県外の災害に関する資料もあります。今回は、およそ 120 年前に東北地方を襲った「明治三陸地震」に関する資料を取り上げ、明治期、遠隔地で発生した災害に対する宮崎県の対応について紹介します。

「明治三陸地震」は、明治 29 年 (1896) 6 月 15 日午後 8 時ごろ、三陸沖を震源として起こった地震です。地震に伴い大規模な津波が発生し、宮城県、岩手県、青森県の太平洋岸を中心に、死者約 2 万 2 千人、全半壊家屋 1 万戸以上という甚大な被害をもたらしました。被害額は 710 万円から 870 万円ほどであったと推測されています。当時の国家予算は 8 千万円ほどと言われていますので、その 1 割程度の金額になります。

当時の宮崎県の地方紙「宮崎新報」は、6月18日から津波の情報を伝えています。「大海嘯 15日宮城県、岩手県、青森県東岸海嘯あり。宮城県は家屋流れ500戸、溺死あり。其上釜石過半流れ頗る惨状を呈し、人畜の死傷多し」という短い記事で、17日午後6時3分東京発信の電報情報を掲載したものでした。宮崎新報は、その後も連日、電報で入手した被害

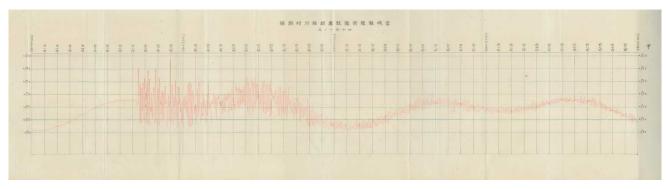
状況などを伝えています。 それらの記事では、「津波」 ではなく「海嘯」の文字が使 われ、「つなみ」「かいしょう」 とルビが振られています。

文書センター所蔵資料に みえる被災地からの情報は、 6月29日に届いています。 22日付の岩手県からの文書と、 23日付の青森県及び宮城県 からの文書で、本県からの見 舞いに対する答礼と、被害状 況を伝えるものでした【資料 1】。



【資料1】宮城県陸前国本吉桃生牡鹿三郡海嘯被害地略図(102951(2-2) 『雑書地方関係書』)

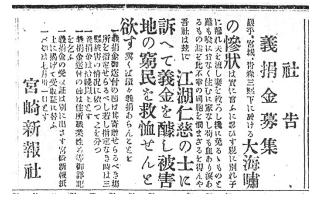
海岸線は全て被害地を示す赤色で塗られています。また、各地に 赤十字の仮設病院が設置されています。 また、7月6日には、陸軍参謀本部陸地測量部が作成した冊子「日本三陸沿海岸海嘯ノ日ニ 於ル各地ノ潮候」が届いています。陸地測量部は、明治23年以来、全国沿岸に10か所の験 潮場を設け、英国製の潮位計を設置して観測を行っていました。津波発生時、宮城県、北海 道、神奈川県の3か所で観測された潮位の変化が、この冊子にまとめられています。宮城県 牡鹿郡鮎川村(現石巻市)の記録からは、15日の午後8時半頃に突如として激浪が襲来し、 その後は4~5分間隔で大きな潮位変化があったこと、平常の潮位に戻るまで数日を要して いることなどが分かります【資料2】。



【資料 2】宮城県で観測された潮位の変化(102951(2-1)『雑書地方関係書』)

現在は新聞、テレビ、ラジオ、インターネットなど様々な手段で情報を即座に入手することができますが、当時、不特定多数の人々に情報を伝える手段は活字しかありませんでした。

新聞による全国的な災害報道や義援金の募集は、明治 21 年 (1888) の磐梯山の噴火や同 24 年 (1891) の濃尾地震の時から行われるようになったと言われています。「明治三陸地震」の際にも、新聞各社は独自に義援金を募集し、被災地の県庁に送付しました。宮崎新報社も義援金募集の広告【資料 3】を何度も掲載しています。その結果、総額 837 円余の義援金が集まりました。



【資料 3】義捐金募集の新聞広告 (宮崎新報 明治 29 年 6 月 24 日) 当時は「義捐」という表記が一般的でした。

県庁でも、この義援金募集に応じています。それが分かるのが次の文書です【資料4】。

拝啓、今般、巌手外二縣下ニ於ケル海嘯ノ惨害ハ実ニ名状スへカラサル次第ニ有之候處、幸ヒ宮崎新報社ニ於テ義捐金募集致候ニ付テハ、先年、岐阜愛知縣下震災ノ際ニ於ケル事例モ有之候ニ付、本庁ニ於テハ月俸十二円以上ノモノハ大凡其五十分ノー以上、十二円未満ノモノハ百分ノー以上ノ割合ヲ以テ義金取纏メ応募致候見込有之候間、御参考迄御報

申上候、草々

二十九年六月二十六日 田中直達

各郡長宛

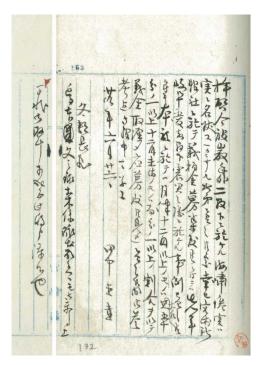
追而本■文之趣、土木係派出職員へモ御示しノ上、 可然御取計相成度、此段申添候也

これは、6月26日付で書記官の田中直達から郡長宛に出された文書の案文で、本庁では月俸12円以上の者はその50分の1以上、12円未満の者はその100分の1以上の割合で義援金を集める見込みであることを知らせるものです。

この時、知事は 10 円を寄付しました。上京中だったため、「3 県罹災者へ本官より 10 円義捐す、然るべく取り計らいありたし」と電報で寄付額を知らせています【資料 5】。なお、明治 29 年の『宮崎県統計書』によると、知事の年俸は 3,000 円、県内平均米価は 1 石(150 kg)が 8 円 60 銭ほどでした。

庁内でとりまとめられた義援金 76 円 9 銭は、7 月 23 日に宮崎新報社へ送られ、8 月 21 日、同社から宮城、岩 手、青森県へと送られました。明治 32 年になると、3 県 から義援金の寄付者に褒賞状が届きます。その数は県内 全域で 3,200 件以上になり、高額の寄付者には木杯も 贈られています。

このほか、義援金に関する資料としては、明治 31 年 3 月、岩手県から届いた「海嘯罹災者 救 恤 義捐金品出納決算書」【資料 6】があります。各地から寄せられた援助金品とその使途についてまとめたもので、これによると、義援金は罹災者に現金で配付されたほか、単衣700枚、味噌 10 樽、たくあん漬 37 樽、梅干し 200 樽、金山寺味噌 50 樽、漁船 165 艘などの購入にも充てられています。また、外国からも寄付があり、その一部は国内の新聞社を経由して岩手県庁に送られたことも分かります。

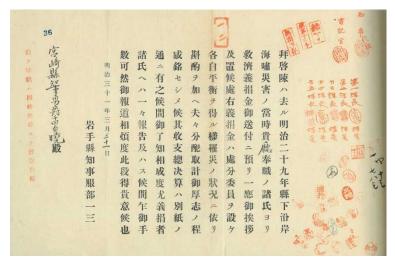


【資料 4】郡長宛の通達案 (102951(2-2)『雑書地方関係書』)



【資料 5】知事からの電報 明治 29 年 6 月 26 日発信 (102951(2-2)『雑書地方関係書』)





【資料 6】岩手県から届いた「海嘯罹災者救恤義捐金品出納決算書」 (102953(3-1)『雑書地方関係書』)

文書センターに残された資料は断片的なものではありますが、宮崎県庁では、被害情報を 入手し、すぐさま寄付金を集め、支援を行ったことが分かります。その際、岐阜愛知県下 震災(濃尾地震)の事例を参考にするなど、新聞による義援金の募集が宮崎県にも浸透して いたことが確認できます。

災害は忘れた頃にやってくると言われますが、三陸地方は、37年後の昭和8年(1933)に 再び大津波に襲われます。この時、明治29年の災害が教訓として生かされた地域がある一方 で、大きな被害をこうむった地域がありました。被害の軽減のためには、災害に関する資料 を後世に伝えていくことが重要になります。本県における災害記録の伝承についての検討は、 今後の課題としたいと思います。

(宮崎県文書センター運営嘱託員 河野悠子)

〈参考資料〉

宮崎県文書センター所蔵『雑書地方関係書』102951 (2-1) (2-2)、102952 (3-1)、102953 (3-1)

同『褒賞』101224

同『庁中日誌』100729

宮崎新報 明治29年6月18日~8月22日(7月分欠)

内閣府、「災害教訓の継承に関する専門家調査会報告書 平成17年3年(1896 明治三陸地震津波)」

http://www.bousai.go.jp/kyoiku/kyokun/kyoukunnokeishou/rep/1896_meiji_sanriku_jishintsunami/inde x.html (最終閲覧日:2020年9月14日)

越村俊一、「シリーズ過去の災害に学ぶ(第4回) 1896年明治三陸地震津波」、広報「ぼうさい」No. 28、2005年7月号

http://www.bousai.go.jp/kyoiku/kyokun/kyoukunnokeishou/rep/1896_meiji_sanriku_jishintsunami/pdf/kouhou028_18-19.pdf (最終閲覧日:2020年9月14日)

北原糸子・上田和枝・河田恵昭、「地震研究所所蔵の濃尾地震と明治三陸津波の「新聞切抜」帳について」 http://www.eri.u-tokyo.ac.jp/KOHO/KOHO/backnumber/16/16-2.html (最終閲覧日:2020年9月14日)